

「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」の一部改訂について

平成 29 年 6 月 19 日
健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

平成 26 年から平成 27 年にかけての西アフリカにおけるエボラ出血熱流行の経験を踏まえ、エボラ出血熱並びにエボラ出血熱と同じ一類感染症であるクリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱及び南米出血熱の患者が将来国内で発生した場合に備え、行政検査、患者搬送、入院措置や積極的疫学調査等の対応を迅速に行えるよう、平成 28 年 6 月付けで「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」を作成したところである。

今般、手引きの作成後約 1 年が経過したことから、新規の知見や状況の変化を踏まえた改訂を行うこととする。

2. 改正の内容

主な改訂事項は以下のとおり。

(1) ファビピラビルに関する新たな知見を反映。

ファビピラビルがエボラ出血熱の治療薬として有効であるとの報告があった(Clin infect dis 2016;63:1288-1294)ため、以下の 3 項の内容を更新。

- ・ 2. 基本事項とリスク評価 (14 頁)
- ・ 8. 疫学調査及び接触者の管理 (30 頁)
- ・ 13. 調査研究の実施) について (40 頁)

(2) 初版作成時からの状況の変化を踏まえ、数値等を時点修正。

- ・ 1. はじめに (4 頁)
- ・ 2. 基本事項とリスク評価、(5 頁)
- ・ 3. 想定すべき国内発生状況 (17 頁)
- ・ 4. 対応時の組織体制 (18 頁)
- ・ 5. 感染症法に基づく届出基準 (20 頁)
- ・ 6. 感染のリスクがあるもの及び患者等発生時の初期対応 (22 頁)
- ・ 7. 検査診断 (27 頁)
- ・ 8. 疫学調査及び接触者の管理 (30 頁)
- ・ 10. 医療体制 (33 頁)
- ・ 12. 広報および情報提供) について (38 頁)
- ・ 13. 調査研究の実施 (40 頁)